

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和6年9月5日(木) 午前10時00分～午前11時00分				
②	会	場	大洲市役所2階 大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽		
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典			19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠		
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	12	川本由紀美	18	津國巳代子	24	池浦萬里子
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	井上事務局長		新次長		松田専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		吉田書記			
⑦	農林振興課	竹田課長		後藤専門員		吉田主事	
⑧	会議の内容		議案第52号	農地法第3条の規定による許可申請について			
			議案第53号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について			
			議案第54号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について			
			議案第55号	非農地証明について			
			議案第56号	農業振興地域整備計画の変更について			
			議案第57号	農地利用集積計画の決定について			

事務局（局長）	<p>只今から、令和6年第9回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中19名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、12番 川本由紀美委員、18番 津國巳代子委員、24番 池浦萬里子委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、31番 上満啓司委員と32番 中本祐市委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第52号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>8件の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>1番は、菅田町菅田の畑1筆697㎡について譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、付近に住む譲受人に贈与により譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、イモの栽培をする計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、同じく菅田町菅田の畑2筆合計794㎡について譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を購入するものです。</p> <p>所有権移転後は、トウモロコシ及びブルーベリーを栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>3番は、菅田町大竹の畑1筆374㎡について譲受人が勤務先付近で新たに耕作管理を始めるために、申請地を購入するものです。</p> <p>所有権移転後は、柚子を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>4番は、春賀の田2筆1,790㎡及び長浜町下須戒の畑2筆2,805㎡、合計4筆の農地について譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を贈与により取得するものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻、野菜及びシキミを栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>5番は、八多喜町の田1筆1,527㎡及び樹園地1筆1,676㎡、合計2筆の農地について、耕作管理が困難となった譲渡人が知人に紹介</p>

された譲受人に申請地を贈与により譲渡するものです。

所有権移転後は、栗を栽培する計画です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

続いて、議案書の2ページをご覧ください。

6番は、米津の畑1筆392㎡について譲渡人が高齢で耕作管理が困難なため、譲受人が申請地を購入して新たに耕作管理を始めることになったものです。

所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

7番は、長浜町今坊の樹園地1筆186㎡について譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を売買により取得するものです。

所有権移転後は、みかん及びキウイを栽培する計画です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

8番は、肱川町中居谷の田2筆3,089㎡及び畑2筆201㎡の合計4筆の農地について譲渡人が高齢で耕作管理が困難なため、付近に住む譲受人に売買により申請地を譲渡するものです。

所有権移転後は、みかん及び栗を栽培する計画です。

農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。

以上、8件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

11番

1番から3番の案件についてご説明いたします。

議案説明資料は2ページから4ページを参考にしてください。

まず、1番案件は贈与による所有権移転です。

申請地は、市立菅田小学校から南へ約250mのところにある畑1筆です。

先月19日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地は雑草が繁茂しており、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が整備を行い耕作管理していくとのことです。

譲受人世帯は、現在も水稻及び野菜を栽培しており、今後も引き続き夫婦で年間を通して農業に従事していくとのことです。耕作管理に問題はないと考えます。

次に、2番案件は売買による所有権移転です。

申請地は、市立菅田こども園から北へ約200mのところにある畑2筆です。

先月19日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地は雑草が繁茂しており、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が整備を行い耕作管理していくとのことです。

譲受人世帯は、現在も水稻、野菜等を栽培しており、今後も引き続き夫婦で年間を通して農業に従事していくとのことです。耕作管理に問題はないと考えます。

次に、3番案件は売買による所有権移転です。

申請地は、父集会所から南西へ約600mのところにある畑1筆です。

先月19日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より勤務地の隣である申請地で柚子の栽培を始めたい旨の新規営農計画書が提出されておしま

議長（会長）

28番

す。

これまで営農経験はないが農機具は所有しており、必要に応じ農機具を購入しながら、娘とともに年間を通して農業に従事するので今後の耕作状況を見守っていくこととします。

そのほかの調査結果について、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、3件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

4番。

4番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、大洲市立三善小学校から西へ約500mのところにある田2筆及び大洲市立大和保育所から南東へ約1.5kmのところにある畑2筆の合計4筆です。

先月22日に事務局職員と現地確認を行い、申請地がおおむね良好に管理されていることを確認しました。

畑には雑草が繁茂しておりましたが、今後、譲受人がほかの申請地とあわせて整備していくとのことです。

譲受人世帯は、現在も水稻及び野菜、果樹等を栽培しており、今後も引き続き夫婦で年間を通して農業に従事していくことから耕作管理に問題はないと考えます。

そのほかの調査結果について、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

22番

5番。

担当地区が一緒でございますので、5番案件と6番案件をあわせてご説明いたします。

議案説明資料は6ページから参考にしてください。

5番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、大洲市立大洲東中学校から北東へ約700mのところにある田及び樹園地、合計2筆です。

先月19日に事務局職員と現地確認を行い、現在もおおむね良好に管理されていることを確認しました。

樹園地については雑草が繁茂し、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が整備を行い耕作管理していくとのことです。

譲受人世帯は、現在も水稻、野菜及び栗を栽培しており、今後も引き続き家族で年間を通して農業に従事していくとのことですので耕作管理に問題はないものと考えます。

続いて、6番案件をご説明させていただきます。

議案説明資料は7ページを参考にしてください。

6番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、大洲市立大洲東中学校から北西へ約1kmのところにある畑1筆です。

議 長 (会長)

25番

先月19日に事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より現況のとおり畑として耕作管理を始める旨の新規営農計画書が提出されております。

これまで営農経験はないが農機具は所有しており、地元の知人に手伝ってもらいながら本人が年間を通して農業に従事するとのことですので今後の耕作管理に問題はないと思われま

す。そのほかの調査結果について、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、2件につきましてご審議のほど、よろしく申し上げます。

7番。

7番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は8ページを参考にしてください。

7番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、今坊コミュニティセンターから南へ約800mのところにある樹園地1筆です。

先月21日に事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。

譲受人世帯は、現在も果樹を栽培しており、今後も引き続き家族で年間を通して農業に従事していくとのことですので耕作管理に問題はないと考えま

す。そのほかの調査結果について、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 (会長)

33番

8番。

8番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は9ページを参考にしてください。

8番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、中居谷集会所から西へ約100mの範囲に点在する田2筆及び畑2筆の合計4筆です。

先月20日に事務局職員と現地確認を行い、現在もおおむね良好に管理されていることを確認しました。

畑については雑草が繁茂している状況でしたが、今後、譲受人が整備を行い耕作管理していくとのこと

です。今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より今後は樹園地として利用したい旨の新規営農計画書が提出されております。

本人は営農経験がありませんが、父とともにこれまで申請地の草刈り等を行っており、今後も親子で年間を通して農業に従事するとのこと

ですので今後の耕作管理に問題はないと思われま

す。そのほかの調査結果について、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 (会長)	地元委員からの報告がありました。何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 ○○○○委員の入場を許可します。 次に、議案第53号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農政係長)	議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書3ページ並びに議案説明資料の10ページから14ページをあわせてご覧ください。 1番、長浜町榊生の土地1筆です。 現在の住居が耐震診断により耐久性に問題があるとの診断を受けたため、申請地に自己住宅を建築するため転用許可を受けようとするものです。 申請地は、議案説明資料11ページの位置図において赤色の箇所となっており、大洲市の中心部から北西に約11.9kmのところを位置し、概ね300m以内に榊生コミュニティセンターが存する区域内にある農地であることから「第3種農地」と判断いたしました。 一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料10ページをご確認ください。 以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。
26番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 議案説明資料の10ページから14ページをお開きください。 まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第、着工したいとのことであり特に問題ないものと考えます。 第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の西側に農地はありますが、転用の同意は得ており雨水等の排水処理は適切に処理するとのことから問題はないと考えます。 よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いたします。
議 長 (会長)	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第54号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページ並びに議案説明資料15ページから34ページまでをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、徳森字土肥の土地2筆計352㎡の案件について、譲受人は現在借家住まいで手狭で不便なため、現在空き家となっている建物及び隣接の申請地を売買により取得するものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から東北東に約4.3kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断しております。</p> <p>したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、本申請地は写真にありますように農地に建物と車庫があり違反転用の状態です。このことについて譲渡人から始末書が提出され、親の時代のことであるが申し訳ないとのことですので、追認許可についてご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>2番、菅田町菅田の土地2筆計148.70㎡の案件について、譲受人は現在借家住まいで手狭で不便なため、申請地を売買により取得して自己住宅を建築しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から東に約3.2kmのところに位置し、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する区域内にある農地であることから「第3種農地」と判断しております。</p> <p>したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>3番、菅田町菅田の土地3筆計520.58㎡の案件について、借受人は松山自動車道新谷地区工事を行っている建設会社で、現在、菅田町菅田に簡易事務所と露天駐車場の土地を賃借しており、現在の借地では従業員や事業用車両、来客者用駐車場が確保できず、新たに申請地を確保して露天駐車場を増設するものです。</p> <p>なお、賃貸契約終了後はもとの畑に復旧する一時転用であります。</p> <p>申請地は、大洲市中心部から北に約3kmのところに位置し、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する区域内にある農地であることから「第3種農地」と判断しております。</p> <p>したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p>

4番、新谷町の土地167㎡の案件について、借受人は保険薬局の経営等を行っており、今回、新谷町にて申請地を賃借して調剤薬局として建物を建築しようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から北東に約5.9kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

5番、喜多山の土地4筆計3,802㎡の案件について、譲受人は土木工事業を営む会社で、現在、借用している従業員駐車場用地を返却しなければならなくなり、現在、重機を置いている資材置場を従業員用駐車場として使用するため、今回、喜多山の申請地を売買により取得し、重機や土砂を保管する場所として利用しようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から北東に約7.5kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は写真にありますように申請地の一部の農地に砂利が敷かれ進入路として使われており違反転用の状態です。このことについて譲渡人から始末書が提出され、祖父の時代のことであるが申し訳ないとのことでもありますので追認許可についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、本件は3,000㎡を超える農地転用になりますので、今月27日開催予定の常設審議委員会においてご審議いただく予定です。

以上、5件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

6番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから18ページを参考にしてください。

申請地は、16ページの位置図のとおり大洲市平コミュニティセンターから北東へ約0.4kmに位置する農地になります。

まず、立地基準について報告書記載のとおりで特に問題ないものと思われれます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように関連地は宅地であります。申請地には平屋の建物があり、また、車庫が造られておりますので違反転用の状態となっております。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり申請地の隣接する農地はありませんので特に問題ないものと思われれます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しまして譲渡人より始末書が提出され反省しているようですので追認許可はやむを得ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。

議長（会長）

2番。

11番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の19ページから22ページを参考にしてください。

申請地は、20ページの位置図のとおり大洲富士インターチェンジから東へ約300mに位置する農地になります。

まず、立地基準について事務局説明のとおり第3種農地でありますので問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可あり次第、借り入れにて着工したいとのことであり問題ないと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、21ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、譲渡人所有の農地であり問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたしま。

続きまして、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の23ページから26ページを参考にしてください。

申請地は、24ページの位置図のとおり大洲富士インターチェンジから北北西へ約160mに位置する農地になります。

まず、立地基準について事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可あり次第自己資金にて着工したいとのことであり問題ないと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、25ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのこと、そして「一時転用の妥当性」について原状回復措置計画を提出しており特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたしま。

議長(会長)

4番。

19番

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の27ページから30ページを参考にしてください。

申請地は、28ページの位置図のとおり新谷コミュニティセンターから南東へ400mに位置する農地になります。

まず、立地基準について報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、借り入れにて着工したいとのことであり問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、29ページの地番地目図のとおり申請地の隣接する農地はありませんので特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたしま。

議長(会長)

5番。

20番

それでは、5番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の31ページから34ページを参考にしてください。
申請地は、32ページの位置図のとおりJR喜多山駅から北東へ約800mに位置する農地になります。
まず、立地基準について報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、申請地の一部が進入路として砂利敷になっており違反転用の状態となっております。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、33ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、農地所有者から同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われます。
よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しまして譲渡人より始末書が提出され反省しているようですので追認許可はやむを得ないものと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長(会長)

只今、地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第55号『非農地証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局(専門員兼農政係長)

議案第55号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
議案書5ページ並びに議案説明資料35ページから37ページまでをあわせてご覧ください。
1番、中村字射場の土地1筆271㎡の案件は、申請地について農地法が施行される昭和27年10月21日以前から農地ではなく、それ以後も引き続き農地として利用していないとのことで申請があったものでございます。
申し出によりますと、昭和20年頃には申請人の亡父母が申請地にある家屋に居住しており、現在は空き家になっているものの農地法施行前から現在まで宅地として使用されているとのことでございます。
以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思ひます。1番。

2番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の35ページから37ページを参考にしてください。

	<p>申請地は、37ページの位置見取図のとおり伊予大洲駅から南南西に約570mに位置する農地になります。</p> <p>申請によりますと、昭和20年頃には申請者の亡父母が申請地にある家屋に居住しており、現在は空き家になっているものの農地法施行前から宅地になっており、現在に至るまでも農地として使用されたことはないとの申し出です。</p> <p>申請人の申し出のとおり土地登記簿謄本等の所有者住所で農地法施行前に居住していた事実が確認でき、また、昭和23年に米軍が撮影した航空写真で家屋が確認でき、現地調査をした際も宅地として利用されており、農地として利用されることはなく現在に至っているものと推定できます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願にかかる土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第56号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農政係長）	<p>議案第56号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。</p> <p>議案書6ページ並びに議案説明資料の38ページから43ページまでをあわせてご覧ください。今回は農用地区域からの除外1件でございます。</p> <p>1番、河辺町三嶋の土地8筆計2、403㎡の案件は、申出地は山間部に位置し、運搬車や耕作機の搬入が難しく利便性が悪い大変不便な農地で、後継者もおらず受託者も見受けられない状況となっているため今後は管理しやすい山林として利用するため除外の申出があったものです。</p> <p>申出地は、農用地区域の端にあたり他の農地にも影響がないことから除外の計画変更をしようとするものでございます。</p> <p>除外後の農地区分は、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断しております。</p> <p>なお、農地の一部に既に植林をされており始末書を提出していただいております。</p> <p>以上、除外1件8筆計2、403㎡となっております。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。
39番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 議案説明資料の38ページから43ページをご覧ください。 まず、立地基準である「代替性要件」につきまして、今回の除外は植林を目的とされており問題ないものと考えます。 次に、一般基準である「転用の確実性」につきまして、申出地は山間部に位置し、農業用機械の搬入が難しく利便性が悪い不便な農地で、後継者もなく他に受託者もないことなどから山林として管理をしようとするものであり問題はないものと思われます。 なお、事務局から説明があったとおり既に一部に植林がされており違反転用になっていることから始末書を提出されています。 また、「周辺農地等への影響」につきまして、申請地は周囲を山林や河川などに囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから問題ないと考えます。 よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	地元委員より報告がありましたが、ご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。 次に、議案第57号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。 本件につきましては、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (農地係長)	<p>議案書の7ページからご覧ください。 利用権設定について、新規の案件のみをご説明します。 まず1番、野菜を栽培するため使用貸借権を5年間設定します。 2番、水稻を栽培するため使用貸借権を6年間設定します。 次に、7ページから8ページにかけての3番は、水稻、野菜を栽培するため貸借権を3年間設定するものです。 次に9ページをご覧ください。6番、果樹を栽培するため使用貸借権を10年間設定します。 その他は再設定の案件ですので後ほどご確認をお願いします。 今回の概要は、10ページに記載しておりますとおり利用権設定の件・筆数が9件・17筆、総面積は22,507㎡です。</p>

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。